第五条の九に次の一項を加える。

5　施行令第五条の六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定を受けた日の属する年以後の各年に係る第一項及び第二項又は第一項及び第三項に規定する書類の写しとする。

第五条の十の見出し中「特定中小企業者」を「特定中小事業者」に改め、同条第一項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の二第一項」に、「認定経営革新等支援機関（」を「認定経営革新等支援機関（以下この項において「認定経営革新等支援機関」という。）」に、「同条第一項に規定する個人」を「特定中小事業者（同条第一項に規定する特定中小事業者をいう。以下この項及び第四項において同じ。）」に、「認定経営革新等支援機関による経営」を「認定経営革新等支援機関等による経営」に改め、「記載した書類」の下に「（当該認定経営革新等支援機関等が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合である場合には、それぞれこれらの組合員に対して交付されたものに限る。）」を加え、同項第一号中「認定経営革新等支援機関」を「認定経営革新等支援機関等」に改め、同項第二号中「認定経営革新等支援機関」を「認定経営革新等支援機関等」に、「当該特定中小事業者」に改め、同条第二項及び第三項中「第五条の六の三第三項」を「第五条の六の二第三項」に改め、同条第四項中「第五条の六の三第七項」を「第五条の六の二第六項」に、「個人」を「特定中小事業者」に、「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の二第一項」に、「財務省令で定める書類の」を「経営改善指導助言書類の」に改める。

第五条の十一中「第五条の六の四第十項」を「第五条の六の三第九項」に改め、同条第二号中「第五条の六の四第四項」を「第五条の六の三第三項」に改める。

第五条の十二中「第五条の六の五第一項」を「第五条の六の四第一項」に改める。

第五条の十四の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第二項を削る。

第五条の十五第一項中「第六条の三第四項第一号ロ」を「第六条の三第四項第二号」に改め、同条第二項中「第六条の三第四項第一号ハ」を「第六条の三第四項第三号」に改め、同条第七項中「第六条の三第二十項」を「第六条の三第二十二項」に、「策定し、又は作成した」を「作成し、又は策定した」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第六条の三第十二項」を「第六条の三第十二項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　施行令第六条の三第十二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、山村振興法施行規則（昭和四十年総理府令第四十五号）第四条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

第五条の十五第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第六条の三第十二項第一号に規定する財務省令で定めるものは、半島振興法施行規則（平成二十七年総務省、農林水産省、国土交通省令第二号）第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第五条の十六中「第六条の六第二項」を「第六条の五第二項」に改める。

第五条の十七を削る。

第五条の十八の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条中「第六条の八第二項」を「第六条の六第三項」に、「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に、「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十三条の認定（当該個人が平成二十四年一月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内において最初に受けるものに限る。）」を「同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定」に、「当該認定」を「これらの認定」に、「同法」を「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）」に改め、同条を第五条の十七とする。

第六条の二の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第七条の二第五項」を「第七条の二第三項」に改め、「整備される」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第七条の二第六項」を「第七条の二第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第十四条の二第二項第三号に規定する財務省令で定める機械及び装置は、施行令第七条の二第五項に規定する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置とする。

第六条の二第四項を削り、同条第五項中「第七条の二第十項」を「第七条の二第七項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第十四条の二第二項第二号」を「第十四条の二第二項第一号」に改め、同号イ中「確認済証」を「建築基準法第六条第一項に規定する確認済証（以下この項において「確認済証」という。）」に、「検査済証」を「同法第七条第五項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）」に改め、同号ロ中「第二項」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第十四条の二第二項第三号」を「第十四条の二第二項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、「（当該構築物が施行令第七条の二第八項第二号に掲げる構築物である場合には、当該構築物に関する工事用の図面及び仕様書並びに当該構築物の材料が前項に規定する材料であることを明らかにする書類）」を削り、同号を同項第四号とする。

第九条の三第一項中「及び第四号」を削り、同条第二項中「認定計画」を「認定計画等」に改める。

第九条の四第二項中「認定計画」を「認定計画等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条の三第一項に規定する財務省令で定める建物は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）第一条第一号及び第二号に掲げる農業用施設を構成する建物とする。

第九条の九を次のように改める。

第九条の九　削除

第十条第三項中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同条第四項中「掲げる日」を「定める日」に改める。

第十一条第一項第四号ロ(1)中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長。以下この号において同じ。）」を加え、同号ロ(2)中「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長。以下この号において同じ。）」を削る。

第十一条の三第十四項中「又は国内に」を「又は」に改め、「（法第二百二十五条第一項第十号（株式等の譲渡の対価等の支払調書）に規定する国内に恒久的施設を有する非居住者をいう。次条から第九十条の六まで（金地金等の譲渡の対価の支払調書）及び第九十六条（信託の計算書）において同じ。）」を削り、「（法第二百二十五条第一項第十号の」を「（法第二百二十五条第一項第十号」に、「（株式等の譲渡の対価等の支払調書）の」を「の」に改める。

第十三条の四中「次に掲げる書類」を「譲渡をした家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利（以下この条において「土地建物等」という。）に係る登記事項証明書（当該譲渡をした時において当該譲渡をした者の住民票に記載されていた住所と当該譲渡をした土地建物等の所在地とが異なる場合その他これに類する場合には、当該登記事項証明書及び戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写しその他これらに類する書類で当該譲渡をした者が当該土地建物等を居住の用に供していたことを明らかにするもの）」に改め、同条各号を削る。

第十四条第五項第三号イ中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の下に「（平成十七年法律第百二十三号）」を加え、同項第四号の八の次に次の一号を加える。

四の九　都市計画法第十一条第一項第十二号に掲げる一団地の復興再生拠点市街地形成施設（以下この号において「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」という。）の整備に関する事業に必要な土地で当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産（第一号に掲げる資産を除く。）　国土交通大臣（当該事業を施行する者が市町村である場合には、福島県知事）の当該土地及び資産が当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産である旨並びに当該土地及び資産が当該事業に係る一団地の復興再生拠点市街地形成施設についての同条第二項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨を証する書類（当該事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体が当該資産の買取りをする場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの）

第十七条の二第一項第二十二号中「都道府県知事」の下に「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）」を加える。